

令和5年7月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和5年7月25日(火)

午後1時30分

場 所：波佐見町農村環境改善センター
1階「大集会室」

1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

2. 欠席委員

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

3番 山本 忍 4番 田中 孝喜

第2 提出議案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第18号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する意見について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和5年7月25日(火) 午後1時30分 開会

滝川係長 ただいまから令和5年7月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。

<会長あいさつ>

滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。

川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「3番 山本委員」「4番 田中委員」をお願いします。

川島会長 それでは議事日程第2「提出議案」の審議に入ります。
議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番
を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長 (別紙資料 議案第16号の申請番号1番を朗読し説明する。)
申請番号1の申請ですが、譲渡人は地区外に居住しており維持管理ができないため、農地の譲渡を検討しておられましたところ、経営規模の拡大を考えておられました譲受人と思惑が一致され、今回の譲渡の申請がされたものであります。
なお、申請された農地については、野菜を作付け予定で、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域生産活動に協力し努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。
以上、ご審議方よろしくお願い致します。

川島会長 それでは、稗木場地区の担当委員である「7番 高尾委員」補足説明をお願いします。

高尾委員 はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長 それではお諮りします。議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は許可することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第16号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続いて、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番と3番を議題とします。2番と3番は関連していますので、一括して事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第16号の申請番号2番と3番を朗読し説明する。)

申請番号2番と3番の譲受人は親子で、父親は造園業を営んでおります。ユーカリの栽培できる日当たりがよく水はけがいい農地を探していたところ、貸人と思惑が一致され、今回、所有権移転の申請がされたものであります。今までも自分の山で合計すると3反ほど、ユーカリの栽培をしているということで、ユーカリは枝葉を切って、ドライフラワーなどにして店頭で販売し、家庭に人気があるため今後は市場にも出荷を検討しているそうです。なお、申請された農地については、周囲に被害が生じないようにするため草刈等の作業を行い、地域活動に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

川島会長

それでは、志折地区の担当委員である「11番 山口泰委員」、補足説明をお願いします。

山口委員

はい、11番 山口です。事務局の説明のとおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番と3番は許可することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島委員

はい、それでは異議なしということで、議案第16号の申請番号2番と3番は、許可することにいたします。

続きまして議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第18号「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構→耕作者)(案)に対する意見について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第17号について読み上げて説明する。)

今回提出した利用集積計画は、〇〇郷〇〇他合計4筆で面積は、合計4,834㎡となります。

利用権設定をするものは〇〇郷〇〇さんで、利用権設定を受ける者は公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は変更・水田となっています。期間はすべて開始が令和5年9月10日からで、10年間の令和15年9月9日までとなっています。

(別紙資料 議案第18号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇合計5筆で面積は合計7,644㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は 〇〇郷〇〇さん他1名で、種別・利用目的は変更・水田となっています。

期間はすべて開始が令和5年9月10日からで、10年間の令和15年9月9日までが4筆、1年11ヶ月間の令和7年8月9日までが1筆となっています。

以上、ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島委員

それではお諮りいたします。議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第18号「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構→耕作者)(案)に対する意見について」承認することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

異議なしということで、議案第17号及び、議案第18号については、承認することと致します。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会7月定例総会を閉会致します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。